

モーターボート競走法第3条に基づく私人委託に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号又は第3号に掲げる事務を私人に委託する場合における委託の相手方に関する基準について、半田市営モーターボート競走における事務の委託に関する規則（平成20年半田市規則第17号。以下「規則」という。）第3条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委託の相手方)

第2条 規則第3条に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人は次に掲げる者とし、委託の相手方としない。

- (1) 法人で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第2項第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与しているもの
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団員等と知りながら従業員として雇用し、又は使用している者

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。